

佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第108条第2項の規定により、  
次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成24年11月6日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 特約業者の氏名又は名称  
ヤマキ石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
唐津市和多田西山1番47号
- 3 特約業者の指定の取消しの年月日  
平成24年9月1日